

## 傷害保険 保険約款改定のお知らせ

アメリカンホーム保険会社では、2019年10月1日以降にご継続される保険契約より、以下のとおり保険約款（普通保険約款・特約）を改定いたします。改定内容につきましては、ご継続後にお送りする「ご継続のお知らせ（継続加入者証）」に同封する新しい保険約款をご確認ください。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 1. 改定対象の保険約款

保険約款名*	商品分類
普通傷害保険、積立普通傷害保険、青年アクティブライフ総合保険特約付普通傷害保険、シニアケア保険特約付普通傷害保険、年間海外旅行保険特約付普通傷害保険	①
家族傷害保険、積立家族傷害保険、年間海外旅行保険特約付家族傷害保険	②
ファミリー交通傷害保険、月掛ファミリー交通傷害保険、無事故戻し付ファミリー交通傷害保険	③
交通事故傷害保険	④
こども総合保険	⑤

### 2. 主な改定内容

○印のある保険約款について、下表のとおり改定を実施いたします。上記1.の商品分類に沿って該当する改定項目をご確認ください。なお、下表とあわせ、わかりづらい表現の見直しや誤記修正も行います。

①	②	③	④	⑤	改定項目	概要
—	○	○	—	—	家族型補償における補償対象者の範囲の拡大※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通保険約款で補償の対象となる「同居の親族※2」「別居の未婚の子」について、補償対象者ご本人または配偶者との「生計を共にする」要件を廃止します。これにより、別居の社会人のお子様など、補償対象となる範囲が拡大します。</li> <li>普通保険約款で補償の対象となる「同居の親族※2」の範囲について、補償対象者ご本人の親族※2のみが対象でしたが、配偶者の親族※2まで範囲を拡大します。</li> </ul>
○	○	○	○	○	ギプス等の定義の見直し	実際には通院していなくても通院保険金の支払対象となる傷害を被った部位を固定する器具について、具体的な器具名を追加するなどより明確にします。
○	○	○	○	○	ボルダリングの取扱いの明確化	ボルダリングは原則として保険金支払対象外となる危険な運動に含まれないことを明確化します。
○	○	○	○	—	ペダルなし二輪遊具の交通乗用具該当性の明確化	ペダルなし二輪遊具は交通乗用具に該当しないことを明確化します。
○	○	○	○	—	ドローンの交通乗用具該当性の明確化	ドローンは交通乗用具に該当しないことを明確化します。

※1 補償対象者の範囲について

「個人賠償責任補償特約」および「賠償責任保険個人特別約款」の補償対象者の範囲は拡大しません（「生計を共にする」要件を撤廃しません）。よって、上記1.の②および③の補償対象者の範囲と異なることとなりますので、両特約（特別約款）にご加入の場合はご注意ください。

※2 親族…6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。